

# 総務文教常任委員会

R 1 . 8 . 2 2 (木)

午後1時30分～

第3委員会室

## 1 開 議

## 2 案 件

### (1) 行政報告

○亀岡市立幼稚園条例の一部改正について (教育部)

○平成30年度に実施したRPA導入に伴う行政事務の効率化に関する実証業務の結果について (企画管理部・総務部)

### (2) 意見交換

○財政の現状と今後の見通しについて (企画管理部)

## 3 その他

### (1) 次回の日程について

総務文教常任委員会 資料

令和元年8月22日(木)

教 育 部  
教育総務課

## 亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例 概要

### 1 改正理由

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点等から、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年5月に成立しました。法改正により、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」が開始することを受け、亀岡市立幼稚園の保育料を無償とするとともに、その取扱いについて、市内の他の特定教育・保育施設(保育所・認定こども園など)と同様とする必要があるため、亀岡市立幼稚園条例の一部を改正することとします。

### 2 改正内容

#### (1) 保育料に係る条文の改正

亀岡市立幼稚園の保育料を、他の特定教育・保育施設と同様に無償とするため、「亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例」の定めるところによることとします。なお、「亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例」については保育課が一部改正を行います。

#### (2) 預かり保育料に係る条文の改正

亀岡市立幼稚園の預かり保育については、幼児教育・保育の無償化により、保育の必要性の認定を受けた場合、無償化の対象となります。対象者の預かり保育料については、納付する義務が発生しないことを追記します。

### 3 亀岡市立幼稚園条例の改正(案) 新旧対照表のとおり

### 4 適用日 令和元年10月1日

亀岡市立幼稚園条例(昭和40年亀岡市条例第24号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○亀岡市立幼稚園条例</p> <p style="text-align: right;">昭和40年12月25日</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条の規定に基づき、幼児を保育し適当な環境を与えてその心身の発達を助長するため幼稚園を設置する。</p> <p>(平24条例23・一部改正)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。名称 亀岡市立幼稚園位置 亀岡市大井町並河検見ケ上7番地</p> <p>(昭54条例4・全改、昭62条例26・平20条例6・平26条例7・一部改正)</p> <p>(保育料)</p> <p>第3条 <u>保育料は、1人1月につき別表第1に定める保育料とする。</u></p> <p>2 <u>入園幼児(以下「幼児」という。)の保護者は、前項に定める保育料を毎月その月の末日までに納付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>月の中途に入園、退園、休園又は復園した場合は、その月分の保育料を納付しなければならない。</u></p>	<p>○亀岡市立幼稚園条例</p> <p style="text-align: right;">昭和40年12月25日</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条の規定に基づき、幼児を保育し適当な環境を与えてその心身の発達を助長するため幼稚園を設置する。</p> <p>(平24条例23・一部改正)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。名称 亀岡市立幼稚園位置 亀岡市大井町並河検見ケ上7番地</p> <p>(昭54条例4・全改、昭62条例26・平20条例6・平26条例7・一部改正)</p> <p>(保育料)</p> <p><u>第3条 保育料は、亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例(平成27年亀岡市条例第11号)の定めるところによる。</u></p> <p><u>【削除】</u></p> <hr/> <hr/> <hr/>

4 月の始めから月の終わりまで休園した場合については、その月分の保育料は徴収しない。

5 保育料の納付を怠った場合は、退園を命ずることがある。

(昭52条例22・旧第6条繰上・一部改正、昭55条例26・平4条例11・平12条例33・平24条例23・平27条例9・一部改正)

(保育料の減免)

第4条 市長は、教育委員会が必要と認めた場合は、保育料を減額し、又は免除することができる。

(平27条例9・追加、平28条例24・一部改正)

(預かり保育等)

第5条 市長は、幼稚園において預かり保育(教育課程に係る教育時間以外に教育委員会が定めるところにより行う教育活動をいう。以下同じ。)を行うことができることとし、預かり保育の実施について必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。

2 預かり保育を利用する幼児の保護者は、第3条第1項に規定する保育料のほか、別表第2に定める預かり保育料を納付しなければならない。【追加】

3 預かり保育を利用する幼児の保護者は、前項に定める預かり保育料のほか、おやつ代その他の預かり保育に要する費用の実費を納付しなければならない。

4 幼児が2人以上ある場合の最年長者以外のものの預かり保育料は、半

【削除】

(預かり保育等)

第4条 市長は、幼稚園において預かり保育(教育課程に係る教育時間以外に教育委員会が定めるところにより行う教育活動をいう。以下同じ。)を行うことができることとし、預かり保育の実施について必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。

2 預かり保育を利用する幼児の保護者は、別表に定める預かり保育料を納付しなければならない。ただし、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の4第2号に該当する場合は、この限りでない。

3 預かり保育を利用する幼児の保護者は、前項に定める預かり保育料のほか、おやつ代その他の預かり保育に要する費用の実費を納付しなければならない。

4 幼児が2人以上ある場合の最年長者以外のものの預かり保育料は、半

額とする。

(平27条例9・追加)

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、亀岡市教育委員会が別に定める。

(昭52条例22・旧第8条繰上、平27条例9・旧第5条繰下)

附 則(平成31年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平27条例9・追加、平28条例24・平29条例15・平30条例31・平30条例40・平31条例4・一部改正)

額とする。

(平27条例9・追加)

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、亀岡市教育委員会が別に定める。

(昭52条例22・旧第8条繰上、平27条例9・旧第5条繰下)

附 則(平成31年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

【削除】

---

---

階層	世帯の階層区分	月額
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いがされている世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯	1,000円
第3階層	市民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税)	2,400円
第4階層	市民税所得割課税額 1円以上10,000円未満	5,000円
第5階層	市民税所得割課税額 10,000円以上48,600円未満	6,000円
第6階層	市民税所得割課税額 48,600円以上57,000円未満	6,500円
第7階層	市民税所得割課税額 57,000円以上77,101円未満	7,000円
第8階層	市民税所得割課税額 77,101円以上211,201円未満	9,000円
第9階層	市民税所得割課税額 211,201円以上	11,000円

(備考)

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 所得割課税額 地方税法(昭和25年法律第226号)及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定によって計算された市町村民税所得割課税額をいう。ただし、市町村民税所得割課税額を計算する場合には、支給認定保護者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4

項の支給認定保護者をいう。以下同じ。)又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この号において同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、並びに支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者を同号に規定する寡婦とみなし、及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者を同号に規定する寡夫とみなして算定するものとし、地方税法第314条の7第1項、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は、適用しない。

(2) 均等割 地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。

2 幼児の属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当



該世帯について第9階層にあるものとみなしてこの表を適用する。

3 4月から8月までの月分の保育料の額にあっては、前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあっては、当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。

4 この表において小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)1年生から3年生までの兄又は姉を有し、小学校3年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、当該2人目の幼児に係る保育料は、当該幼児の属する世帯の階層区分における保育料の1/2とし、3人目以降の幼児に係る保育料は、無料とする。

5 次の各号のいずれかに該当する者(以下「特定被監護者等」という。)が2人以上いる支給認定保護者でこの表において第2階層又は第3階層に該当するものに係る年長の特定被監護者等から順に2人目以降の幼児に係る保育料は無料とし、第4階層から第7階層までに該当するものに係る年長の特定被監護者等から順に2人目の幼児に係る保育料は、当該支給認定保護者の階層区分における保育料の1/2とし、3人目以降の幼児に係る保育料は、無料とする。

- (1) 支給認定保護者に監護される者
- (2) 支給認定保護者に監護されていた者
- (3) 支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属(前2号に掲げる者を除く。)

6 5に該当する支給認定保護者又はその世帯に属する者が次の各

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

号のいずれかに該当する場合は、第2階層又は第3階層にあっては当該支給認定保護者に係る幼児の保育料は無料とし、第4階層から第7階層までには当該支給認定保護者に係る年長の特定被監護者等から順に1人目の幼児の保育料は月額2,400円とし、2人目以降の幼児の保育料は無料とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの

(2) 在宅障害児(者)

(3) 生活保護法による被保護世帯に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯

7 次の各号のいずれにも該当する者(第3子以降に限る。)に係る保育料は、無料とする。

(1) 亀岡市内に居住地を有する者で、満18歳未満の児童(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を含む。)が3人以上いる世帯の者

(2) 第8階層に認定した世帯の者

別表第2(第5条関係)

(平27条例9・追加)

別表第2(第5条関係)

(平27条例9・追加)

預かり保育料

区分	預かり保育料

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

別表第1(第5条関係)

(平27条例9・追加)

預かり保育料

区分	預かり保育料

教育時間終了後から午後5時まで	1人1時間当たり 100円
全実施日教育時間終了後から午後4時まで	1人1月当たり 3,000円
全実施日教育時間終了後から午後5時まで	1人1月当たり 4,000円

教育時間終了後から午後5時まで	1人1時間当たり 100円
全実施日教育時間終了後から午後4時まで	1人1月当たり 3,000円
全実施日教育時間終了後から午後5時まで	1人1月当たり 4,000円

# 幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要

平成30年12月28日 関係閣僚合意

## ○ 対象者・対象範囲等

### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

#### ● 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育の利用料を無償化

- ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
- ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
- ※ 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持し、施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）

#### ● 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

### (2) 幼稚園の預かり保育

#### ● 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

- ※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
- ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

10

## (3) 認可外保育施設等

#### ● 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化

- ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
- ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
- ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定

#### ● 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

## ○ 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化

## ○ 実施時期 2019年10月1日

## ○ その他

- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。  
未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないよう周知

11

亀岡市RPA導入に伴う行政事務の効率化に関する実証業務

# RPAの実証業務に関する報告書【概要版】

2019年3月

亀岡市  
西日本電信電話株式会社  
京都支店

## RPAの実証業務の概要

### ■ 行政事務の効率化に関する背景

- 近年、人口減少が進む一方で、市民ニーズは多様化・複雑化し、国からの権限移譲や制度改正により、ますます業務が高度化している。
- 「生産性の向上」、「就業機会の拡大」や「意欲・能力を発揮できる環境を整備」することで、生産年齢人口が減少していく中でも、持続的な成長を目指す「働き方改革」の取り組みにより、AI（人工知能）の活用や、ロボットの活用によって作業を自動化し、住民に対する直接的サービスなど職員でしかできない業務に注力する「スマート自治体」への転換が求められている。

### ■ RPA導入の目的

- RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の導入により業務を効率化し、余力化できた時間を、付加価値の高い業務や、新業務にあてることで、住民サービスの向上を図る。また、働き方の見直しによる総勤務時間を縮減することで、職員の個々の事情にあったワーク・ライフ・バランスの実現を目指す。

### ■ RPA導入に対する課題

- RPAの導入にあたっては、改善可能な対象業務や、シナリオ作成・管理における体制の整備など、多くの課題があることから、行政事務の効率化に関して、RPAの試行的導入による業務改善効果の評価・検証を行うものである。

# RPAの試行対象業務の概要 (1)

## ■ RPA試行対象業務の選定

- 他自治体の参考事例や、RPAによる自動化に対して興味を持っている業務所管課を対象に、実証により効果が期待できる業務を抽出する。
- 事務内容や効果見込み等を検討した結果、次のとおり、RPA試行対象業務を選定し、業務で利用する3つのネットワーク環境での検証を行う。

## ■ マイナンバー利用事務系

- ① 市・府民税の0円申告情報の入力業務（税務課）
  - 申告書を基に、市・府民税の0円申告情報を、申告支援システム（F@INTAX）に登録する。
- ② 20歳到達リストからの情報登録業務（市民課）
  - 日本年金機構から送付されてくる20歳到達者一覧表をリスト化したデータを基に、年金システムの登録情報と突合し、リストデータとマッチした情報を登録する。
  - なお、年金システムに登録されたデータとマッチングしないものは、ステータス欄にエラー情報を登録するシナリオを作成する。

# RPAの試行対象業務の概要 (2)

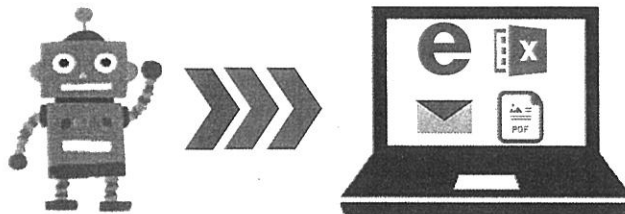
## ■ LGWAN接続系

- ③ ワンストップ特例関係処理業務（ふるさと創生課）
  - ワンストップ特例申請書の情報をリスト化したデータを基に、寄附者情報をシステム（MECふるさと納税管理システム）の登録情報と突合し、リストデータとマッチした情報を登録する。
  - なお、システムに登録された寄付情報について、入金日・電話番号等のリストデータとマッチングしないものは、ステータス欄にエラー情報を登録するシナリオを作成する。
- ④ 職員アンケート等の集計業務（各課）
  - 職員研修等において実施したアンケート内容を集計し、回収したアンケート内容を集計用データに登録する。
  - なお、未記入の回答があるアンケート様式は、集計対象から除きエラーフォルダにデータが移動するシナリオを作成する。
- ⑤ 建設工事等における設計単価等の情報公開業務（契約検査課）
  - 情報開示請求を基に、受付管理表へ情報を登録する。

## ■ インターネット接続系

### ⑥ 公式ホームページにおけるSNSからの特定情報の公開業務 (秘書広報課)

- 市が利用することに承諾して公開されたインターネット上にあるSNSの特定情報(投稿情報・画像データ等)を収集し、公式ホームページでの公開準備を行う。
- なお、指定した条件を基にWebから特定情報を収集するシナリオと、収集した特定情報を加工したデータをCMS(コンテンツ管理システム)に登録するシナリオも作成する。



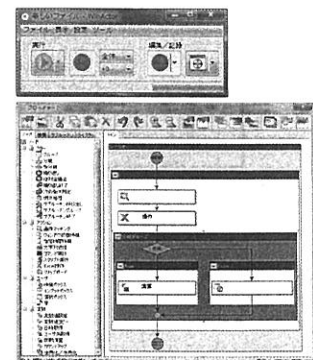
## 実証業務で使用するソフトウェア

### ■ RPAとは

- RPA (Robotic Process Automation、アールピーイー、パソコン作業の自動化) とは、“ヒト”がパソコン上で行っていた、反復の多い単純作業を「ソフトウェア・ロボット」が、“仮想労働者”として、マウスやキーボードの操作を代行(自動化)してくれるツール。
- 単純な入力作業の繰り返しや、大量データの入力作業などをPCロボットで代行(自動化)できるので、作業の効率化が図られ、余力化できた時間を付加価値の高い業務や、新業務にあてることが可能。

### ■ 使用するRPAソフトウェア

- 『WinActor』は、Excel・ブラウザ・業務システムなど、Windows PC上で動作するアプリケーションの操作手順をシナリオとして記録し、そのシナリオに沿って、Windows PCの自動操作(代理実行)が行えるツール。

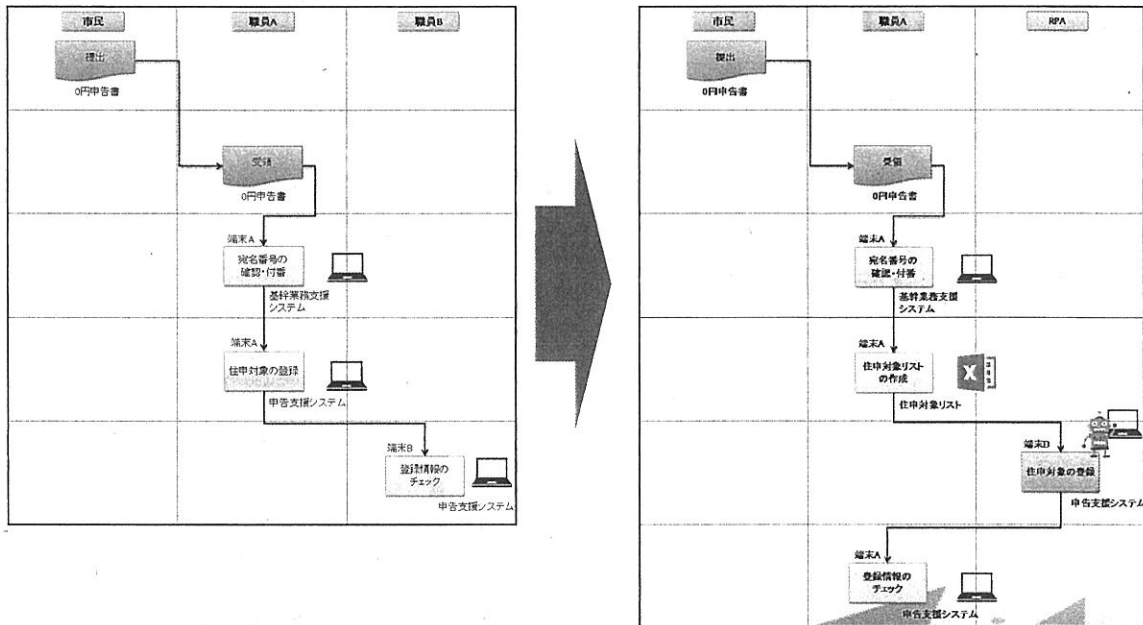


# RPAの試行適用と業務作業時間 (1)

## 市・府民税の0円申告情報の入力業務

➤ 導入前 (Before)

➤ 導入後 (After)



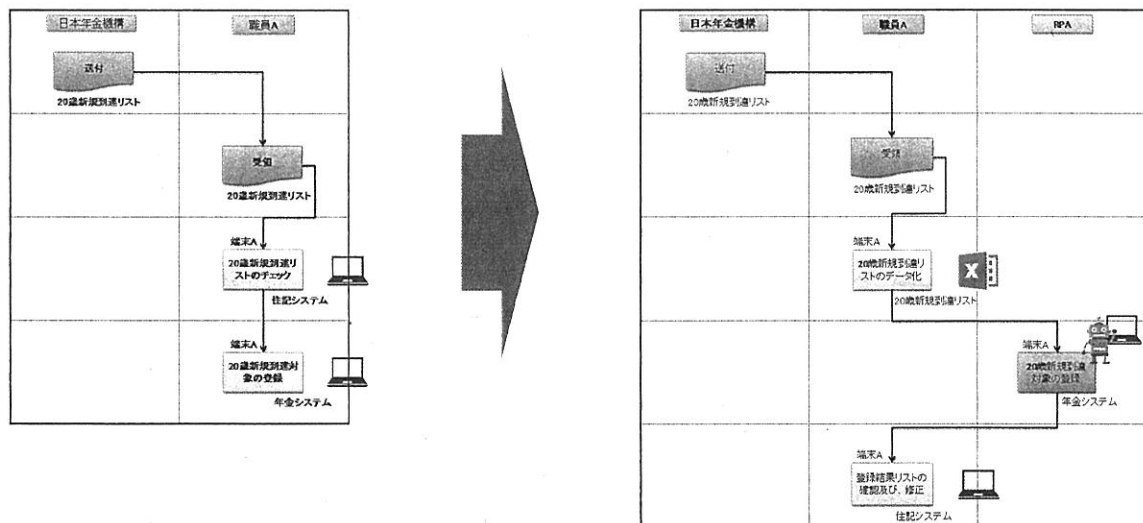
2019年3月 『亀岡市RPA導入に伴う行政事務の効率化に関する実証業務』

# RPAの試行適用と業務作業時間 (2)

## 20歳到達リストからの情報登録業務

➤ 導入前 (Before)

➤ 導入後 (After)



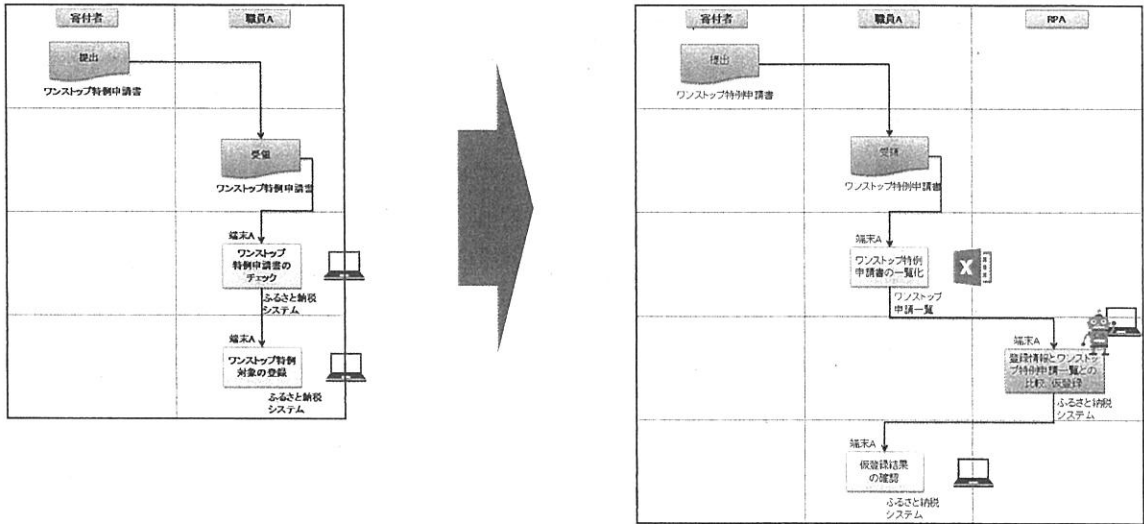
2019年3月 『亀岡市RPA導入に伴う行政事務の効率化に関する実証業務』



## ■ ワンストップ特例関係処理業務

➢ 導入前 (Before)

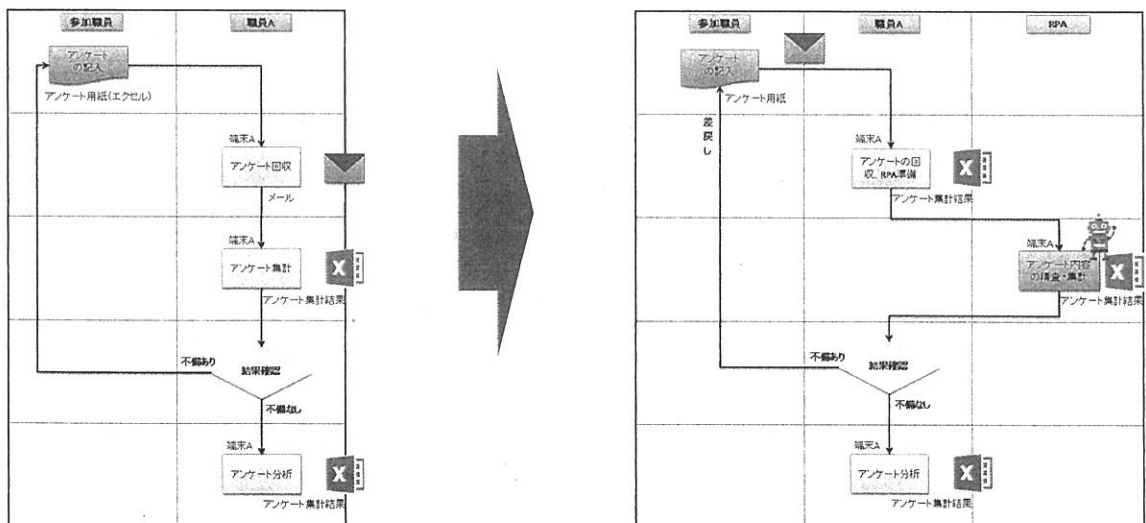
➢ 導入後 (After)



## ■ 職員アンケート等の集計業務

➢ 導入前 (Before)

➢ 導入後 (After)

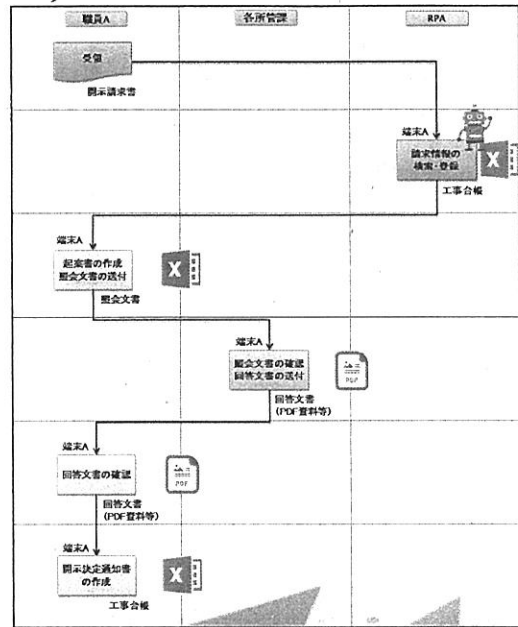
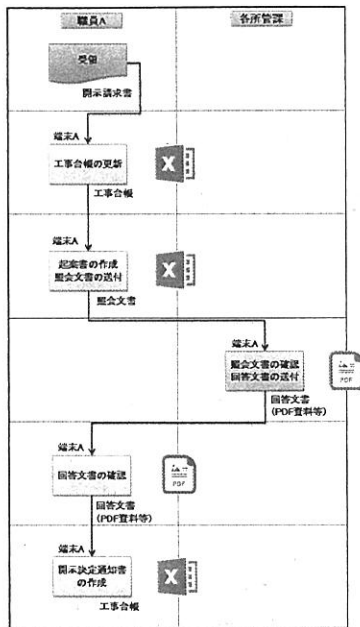


# RPAの試行適用と業務作業時間 (5)

## ■ 建設工事等における設計単価等の情報公開業務

➢ 導入前 (Before)

➢ 導入後 (After)



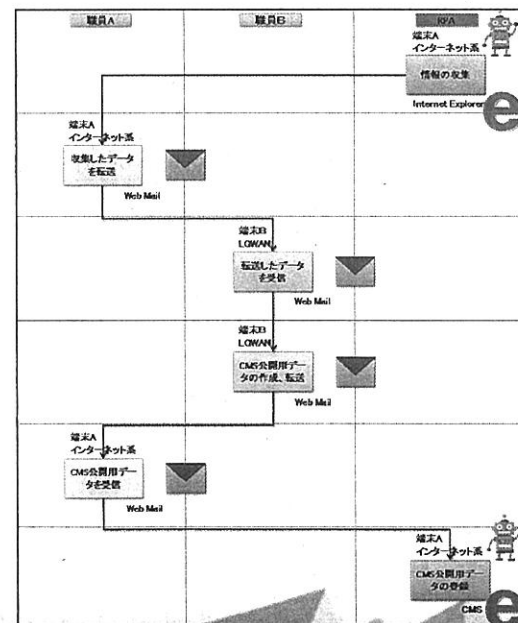
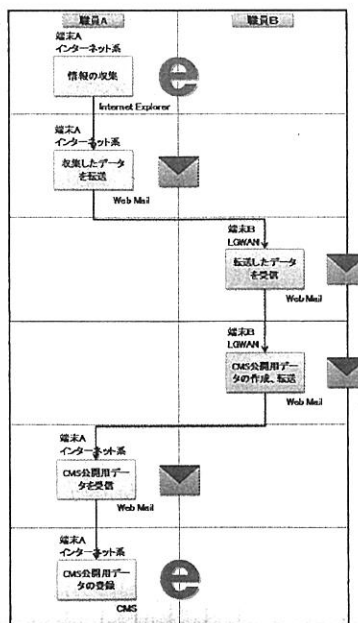
2019年3月 『亀岡市RPA導入に伴う行政事務の効率化に関する実証業務』

# RPAの試行適用と業務作業時間 (6)

## ■ 公式ホームページにおけるSNSからの特定情報の公開業務

➢ 導入前 (Before)

➢ 導入後 (After)

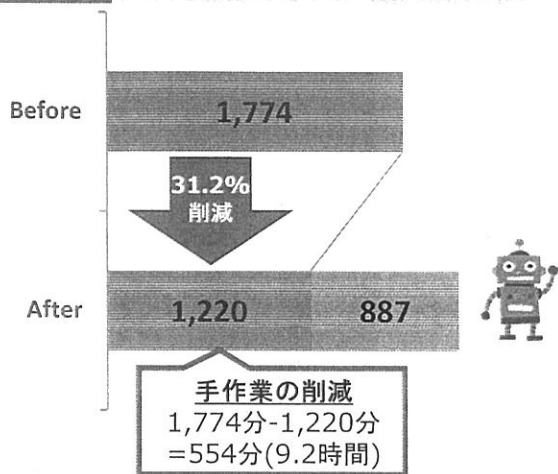


2019年3月 『亀岡市RPA導入に伴う行政事務の効率化に関する実証業務』

# RPAの試行適用の結果 (1)

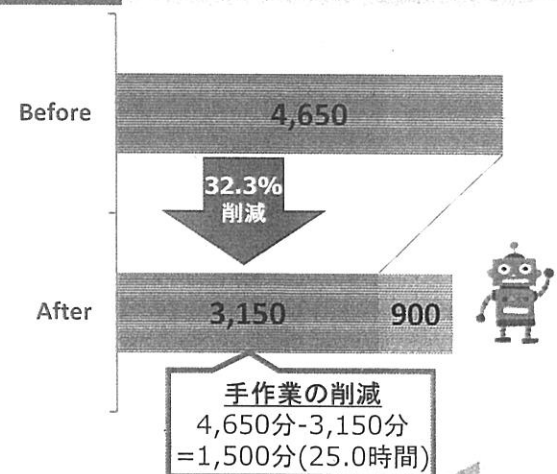
## ① 市・府民税の0円申告情報の入力業務

処理件数 1,330件	事前・事後 処理	登録 作業	確認 作業	処理 時間
導入前(Before)	444分	1,108分	222分	1,774分
導入後(After)	887分	887分	333分	2,107分



## ② 20歳到達リストからの情報登録業務

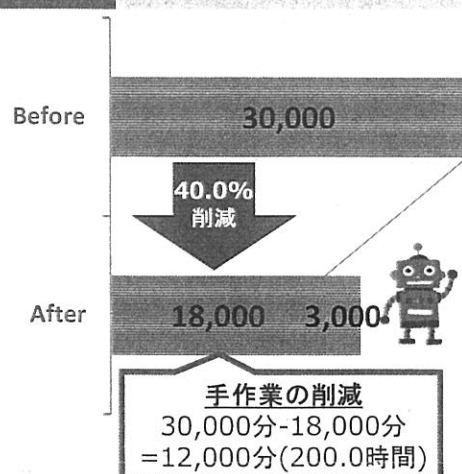
処理件数 900件	事前・事後 処理	登録 作業	確認 作業	処理 時間
導入前(Before)	1,050分	1,800分	1,800分	4,650分
導入後(After)	1,350分	900分	1,800分	4,050分



# RPAの試行適用の結果 (2)

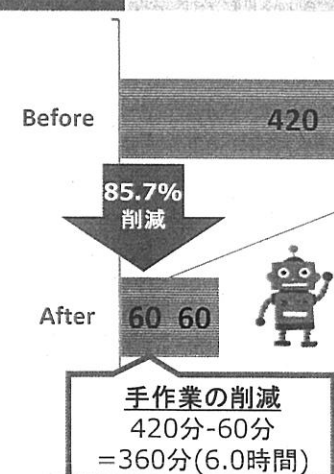
## ③ ワンストップ特例関係処理業務

処理件数 3,000件	事前・事後 処理	登録 作業	確認 作業	処理 時間
導入前(Before)	12,000分	9,000分	9,000分	30,000分
導入後(After)	4,500分	3,000分	13,500分	21,000分



## ④ 職員アンケート等の集計業務

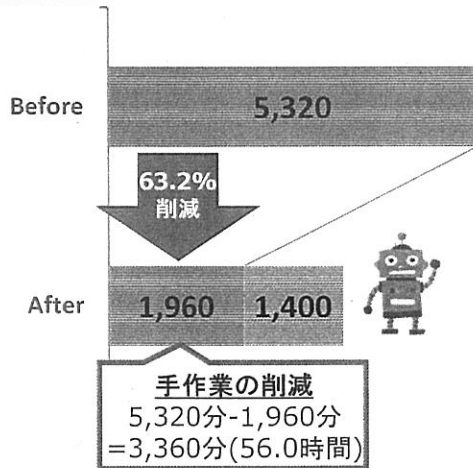
処理件数 60件	事前・事後 処理	登録 作業	確認 作業	処理 時間
導入前(Before)	120分	120分	180分	420分
導入後(After)	45分	60分	15分	120分



# RPAの試行適用の結果 (3)

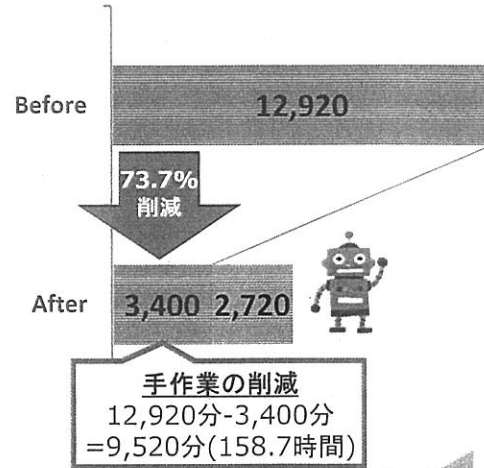
## ⑤ 建設工事等における設計単価等の情報公開業務

処理件数 280件	事前・事後 処理	登録 作業	確認 作業	処理 時間
導入前(Before)	1,960分	1,960分	1,400分	5,320分
導入後(After)	1,400分	1,400分	560分	3,360分



## ⑥ 公式ホームページにおけるSNSからの特定情報の公開業務

処理件数 680件	事前・事後 処理	登録 作業	確認 作業	処理 時間
導入前(Before)	2,040分	9,520分	1,360分	12,920分
導入後(After)	2,040分	2,720分	1,360分	6,120分



# 実証業務の結果と効果検証 (1)

## ■ 縮減効果 (手作業時間)

(単位：時間)

No	業務名	導入前 手作業	導入後 手作業	削減 時間	削減率	シナリオ 作成時間
1	市・府民税の0円申告情報の入力業務	29.6	20.3	9.2	31.2%	30.0
2	20歳到達リストからの情報登録業務	77.5	52.5	25.0	32.3%	15.0
3	ワンストップ特例関係処理業務	500.0	300.0	200.0	40.0%	30.0
4	職員アンケート等の集計業務	7.0	1.0	6.0	85.7%	5.0
5	建設工事等における設計単価等の情報公開業務	88.7	32.7	56.0	63.2%	7.0
6	公式ホームページにおけるSNSからの特定情報の公開業務	215.3	56.7	158.7	73.7%	50.0

● 実証結果では、6業務すべての手作業時間について、5割以上の削減効果を確認できた。

➤ 合計455時間の削減効果・平均削減率54%

## ■ 間接的な効果 (定性効果)

- 自動化により、入力ミス等が削減され、確認作業等に注力することで正確性が向上できる。また、RPAの利用検討にあつては、現行業務の棚卸しによる業務効率化が期待できる。

<b>作業の正確性向上</b>	<p>各作業に内在する重要確認ポイントにおける職員個々のノウハウを可視化することで、経験の浅い職員のチェックスキルの底上げが期待できる。</p> <p>文書やシステムへの入力後において、入力された内容のチェックや誤字脱字チェックなど、単純かつ見落としが生じやすいチェック作業に対して、漏れ・ミスを減らすことができる。</p> <p>オフィス文書やシステムへの入力・転記など、繰り返しが多い作業をRPAによる自動化をする事で、操作・登録ミスを減らすことができる。</p>
<b>業務の可視化 業務改善</b>	<p>RPAの適用にあたっては作業の順序や手順を明確化するため、業務フローを可視化する必要があり、可視化をすることで、業務効率化等の推進にあたって内在する課題等の発見に繋がり、これらの課題解決から業務全体の効率化や標準化の推進が期待できる。</p> <p>正確性が求められ、誤りが許されない重要作業や、時間的制約を伴う業務など、プレッシャーのかかる業務をRPAによる作業転換をすることで、ストレスを軽減することができる。</p>

# RPAの本格導入に向けて

## ■ RPA本格導入へのステップ

- RPAの本格導入にあたっては、作業手順等が大きく変わらない業務から順番に、スモールスタートで実施することで、現行業務の棚卸しや業務フローの可視化が推進され、比較的少ない準備時間で業務効率化の効果が期待できる。
- 業務効率化により余力化できた時間を、付加価値の高い業務や新業務にあてることで、住民サービスの向上を図れるほか、庁内業務全体の生産性の向上や、職員の個々の事情にあったライフ・ワーク・バランスの実現が見込まれる。
- 自動化により入力ミス等が削減され、確認作業等に注力することで正確性が向上できるだけでなく、誤りが許されない重要作業や、時間的制約を伴う業務などのプレッシャーがかかる業務をRPAにより作業転換することで、ストレスを軽減することも期待できる。

生産性の向上と  
職員のワーク・ライフ・  
バランスの実現

### 【業務プロセス等の見直し】

業務の分析時や、RPAのシナリオ作成と合わせて、非効率・無駄な作業の見直しを行う。

### 【現行業務でのRPA導入】

現行業務を基本的には変更せずRPA導入。

## ■実証結果と考察

No	業務所管課	紙帳票の種類	読取点	正答数	認識率	備考
1	市民課	特例申請①	38	37	97.4%	スタンプでの湾曲部 において読み取り精 度が落ちる
2	市民課	免除申請①	57	56	98.2%	
3	市民課	特例申請②	38	36	94.7%	
4	市民課	免除申請②	57	53	93.0%	
5	税務課	市・府民税申告書	2	2	100.0%	
6	ふるさと 創生課	ふるさと納税 特例申請書	22	22	100.0%	

- 実証にあたっては、多くの種類や数量を検証できなかったが、手書き文字についても90%以上の読み取りができたことから、これまで、紙帳票であることが理由でRPA化の検討が困難であった業務についても、「RPA×AI-OCR」の組み合わせにより、より多くの業務において、作業の自動化を推進できる可能性がある。

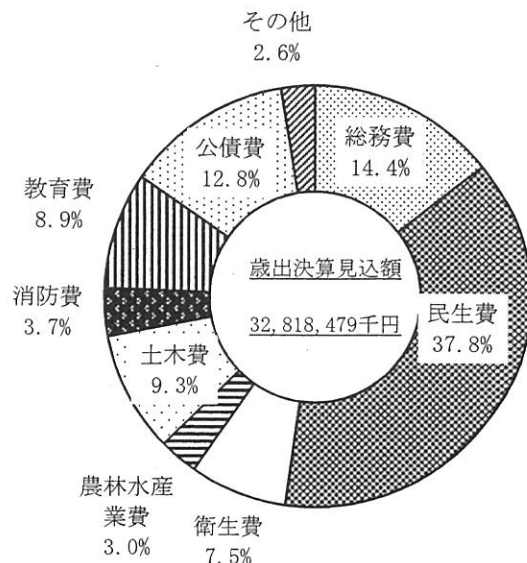
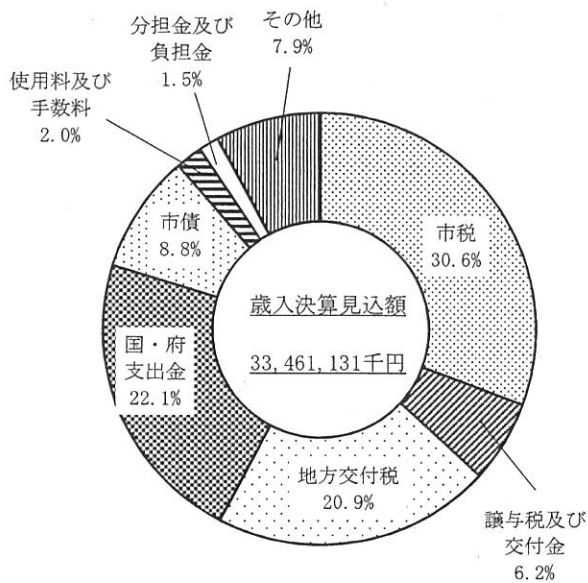
# 財政の現状と今後の見通しについて

令和元年 8 月 22 日  
企画管理部財政課

1 平成30年度一般会計歳入歳出決算見込内訳

(単位:円)

歳入	決算見込額	構成比(%)	歳出	決算見込額	構成比(%)
1 市 税	10,244,995,419	30.6	1 議 会 費	288,518,411	0.9
2 地 方 譲 与 税	216,294,000	0.7	2 総 務 費	4,721,875,888	14.4
3 利 子 割 交 付 金	19,055,000	0.1	3 民 生 費	12,393,231,669	37.8
4 配 当 割 交 付 金	63,587,000	0.2	4 衛 生 費	2,475,850,601	7.5
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	48,378,000	0.1	5 労 働 費	1,020,747	0.0
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,471,391,000	4.4	6 農 林 水 産 業 費	992,599,696	3.0
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	76,119,644	0.2	7 商 工 費	333,911,209	1.0
8 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	8 土 木 費	3,063,425,627	9.3
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	98,218,000	0.3	9 消 防 費	1,198,126,201	3.7
10 地 方 特 例 交 付 金	73,133,000	0.2	10 教 育 費	2,928,779,298	8.9
11 地 方 交 付 税	6,993,424,000	20.9	11 災 害 復 旧 費	231,581,302	0.7
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	10,657,000	0.0	12 公 債 費	4,189,558,752	12.8
13 分 担 金 及 び 負 担 金	489,156,596	1.5	13 諸 支 出 金	0	0.0
14 使 用 料 及 び 手 数 料	683,870,261	2.0			
15 国 庫 支 出 金	4,676,473,574	14.0			
16 府 支 出 金	2,720,528,841	8.1			
17 財 産 収 入	67,514,933	0.2			
18 寄 附 金	610,927,340	1.8			
19 繰 入 金	1,176,569,892	3.5			
20 繰 越 金	419,358,265	1.3			
21 諸 収 入	362,236,544	1.1			
22 市 債	2,939,243,000	-8.8			
合 計	33,461,131,309	100.0	合 計	32,818,479,401	100.0





一般会計歳入決算見込内訳(対前年比)

(単位:円)

歳入	H30決算見込額	H29決算額	増減額	増減率(%)
1 市 税	10,244,995,419	10,024,253,545	220,741,874	2.20
2 地方譲与税	216,294,000	218,825,000	△ 2,531,000	△ 1.16
3 利子割交付金	19,055,000	20,541,000	△ 1,486,000	△ 7.23
4 配当割交付金	63,587,000	76,395,000	△ 12,808,000	△ 16.77
5 株式等譲渡所得割交付金	48,378,000	75,523,000	△ 27,145,000	△ 35.94
6 地方消費税交付金	1,471,391,000	1,444,907,000	26,484,000	1.83
7 ゴルフ場利用税交付金	76,119,644	79,857,994	△ 3,738,350	△ 4.68
8 特別地方消費税交付金	0	0	0	-
9 自動車取得税交付金	98,218,000	89,826,000	8,392,000	9.34
10 地方特例交付金	73,133,000	63,611,000	9,522,000	14.97
11 地方交付税	6,993,424,000	7,097,137,000	△ 103,713,000	△ 1.46
12 交通安全対策特別交付金	10,657,000	11,849,000	△ 1,192,000	△ 10.06
13 分担金及び負担金	489,156,596	561,285,860	△ 72,129,264	△ 12.85
14 使用料及び手数料	683,870,261	676,721,919	7,148,342	1.06
15 国庫支出金	4,676,473,574	5,141,926,802	△ 465,453,228	△ 9.05
16 府支出金	2,720,528,841	3,311,238,741	△ 590,709,900	△ 17.84
17 財産収入	67,514,933	74,801,130	△ 7,286,197	△ 9.74
18 寄附金	610,927,340	416,921,580	194,005,760	46.53
19 繰入金	1,176,569,892	953,066,277	223,503,615	23.45
20 繰越金	419,358,265	458,565,478	△ 39,207,213	△ 8.55
21 諸収入	362,236,544	323,393,687	38,842,857	12.01
22 市債	2,939,243,000	4,777,011,000	△ 1,837,768,000	△ 38.47
合計	33,461,131,309	35,897,658,013	△ 2,436,526,704	△ 6.79

(単位:千円)

増加額の大きなもの

款	決算見込額	増加額	増加率(%)
繰入金	1,176,570	223,504	23.45
	ふるさと力向上基金繰入金増等		
市税	10,244,995	220,742	2.20
	市民税(個人)所得割額増等		
寄附金	610,927	194,006	46.53
	京都・亀岡ふるさと力向上寄附金増等		

(単位:千円)

減少額の大きなもの

款	決算見込額	減少額	減少率(%)
市債	2,939,243	1,837,768	38.47
	施設整備事業債減等		
府支出金	2,720,529	590,710	17.84
	明許繰越分畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金皆減等		
国庫支出金	4,676,474	465,453	9.05
	明許繰越分臨時福祉給付金給付事業費補助金皆減等		

一般会計歳出決算見込内訳(対前年比)

(単位:円)

歳出	H30決算見込額	H29決算額	増減額	増減率(%)
1 議会費	288,518,411	284,382,138	4,136,273	1.45
2 総務費	4,721,875,888	4,093,689,140	628,186,748	15.35
3 民生費	12,393,231,669	13,172,891,234	△ 779,659,565	△ 5.92
4 衛生費	2,475,850,601	2,549,457,248	△ 73,606,647	△ 2.89
5 労働費	1,020,747	1,204,056	△ 183,309	△ 15.22
6 農林水産業費	992,599,696	1,686,927,504	△ 694,327,808	△ 41.16
7 商工費	333,911,209	365,594,492	△ 31,683,283	△ 8.67
8 土木費	3,063,425,627	5,016,629,196	△ 1,953,203,569	△ 38.93
9 消防費	1,198,126,201	1,167,620,411	30,505,790	2.61
10 教育費	2,928,779,298	3,015,730,868	△ 86,951,570	△ 2.88
11 災害復旧費	231,581,302	20,628,200	210,953,102	1,022.64
12 公債費	4,189,558,752	4,103,545,261	86,013,491	2.10
13 諸支出金	0	0	0	—
合計	32,818,479,401	35,478,299,748	△ 2,659,820,347	△ 7.50

(単位:千円)

増加額の大きなもの

款	決算見込額	増加額	増加率(%)
総務費	4,721,876	628,187	15.35
	ふるさと力向上経費増等		
災害復旧費	231,581	210,953	1022.64
	現年農業用施設災害復旧費増等		
公債費	4,189,559	86,013	2.10
	長期債償還元金増等		

(単位:千円)

減少額の大きなもの

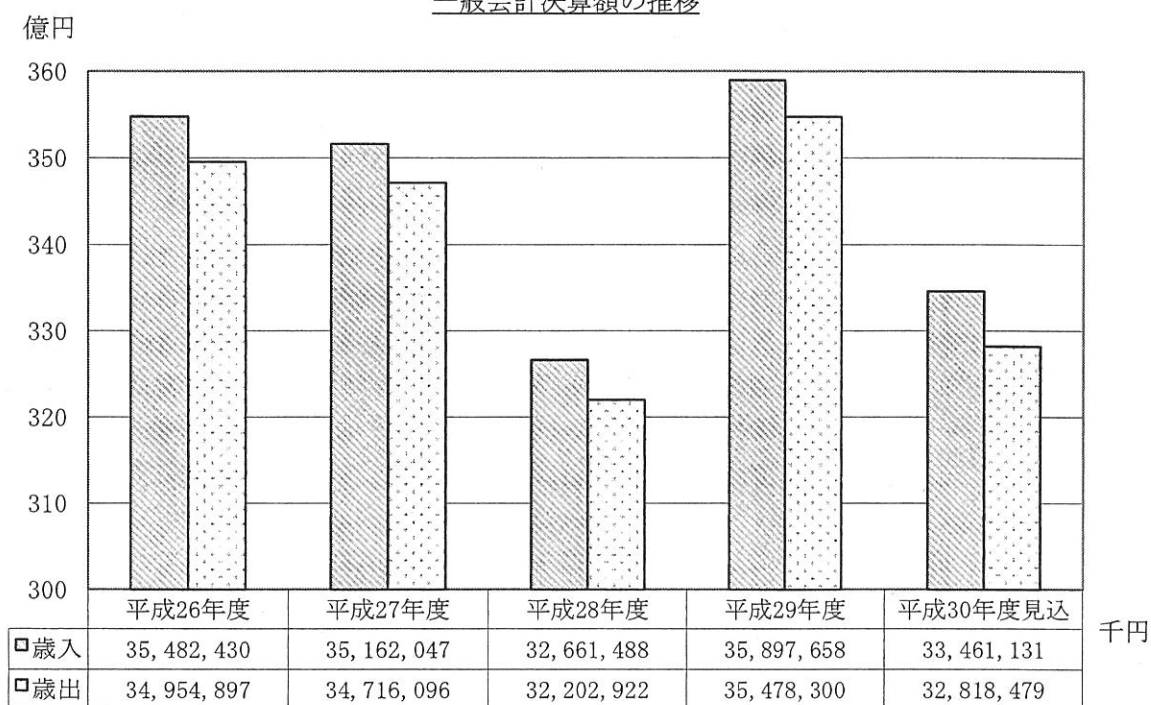
款	決算見込額	減少額	減少率(%)
土木費	3,063,426	1,953,204	38.93
	京都スタジアム(仮称)関連事業経費減等		
民生費	12,393,232	779,660	5.92
	臨時福祉給付金事業経費(明繰)皆減等		
農林水産業費	992,600	694,328	41.16
	明許繰越分畜産振興関係経費皆減等		

## 2 平成30年度一般会計決算見込の概要

(単位：円)

会計区分	歳入 A	歳出 B	形式収支 A-B	翌年度へ 繰り越すべき財源 C	実質収支 A-B-C	実質収支の内 基金繰入額
一般会計	33,461,131,309	32,818,479,401	642,651,908	88,796,000	553,855,908	0

一般会計決算額の推移



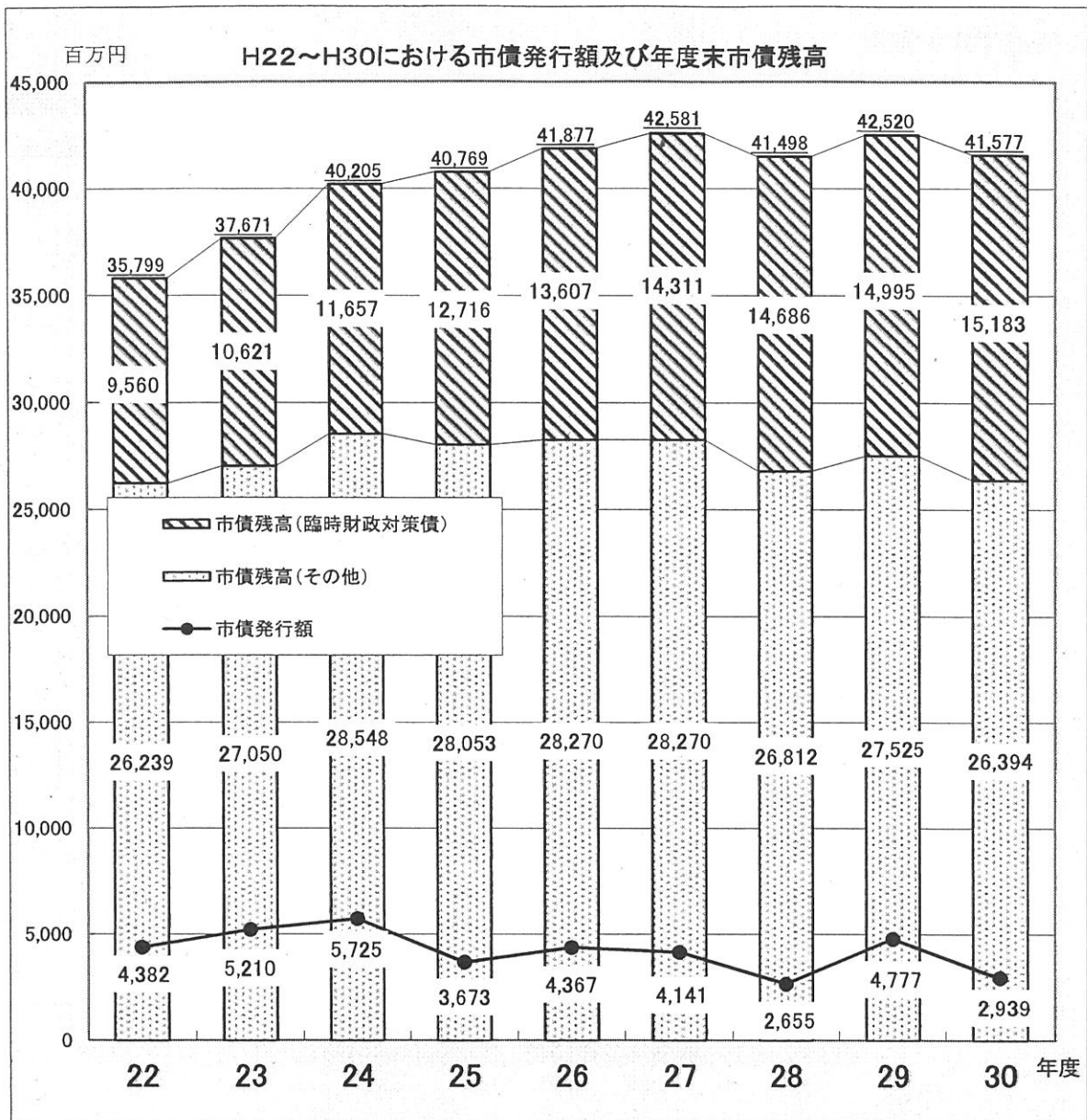
## 3 主な財政指標

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度見込	対象範囲
経常収支比率	97.9%	96.5%	95.5%	96.7%	96.4%	普通会計
財政力指数 (3ヶ年平均)	0.580	0.584	0.586	0.588	0.594	普通会計
実質公債費比率	11.4%	11.3%	11.7%	12.8%	13.4%	市全会計 一部事務組合 広域連合
将来負担比率	157.7%	149.2%	137.4%	143.6%	126.7%	実質公債費比率の範囲 +土地開発公社

※ 普通会計に属する会計

一般会計、休日診療事業特別会計、土地取得事業特別会計、曾我部山林事業特別会計

4 市債の発行と残高の推移（一般会計）



【市債残高】

(単位:百万円)

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30
臨時財政対策債	9,560	10,621	11,657	12,716	13,607	14,311	14,686	14,995	15,183
その他	26,239	27,050	28,548	28,053	28,270	28,270	26,812	27,525	26,394
合計	35,799	37,671	40,205	40,769	41,877	42,581	41,498	42,520	41,577

【市債発行額】

(単位:百万円)

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30
臨時財政対策債	1,786	1,469	1,502	1,593	1,522	1,416	1,217	1,247	1,220
その他	2,596	3,741	4,223	2,080	2,845	2,725	1,438	3,530	1,719
合計	4,382	5,210	5,725	3,673	4,367	4,141	2,655	4,777	2,939

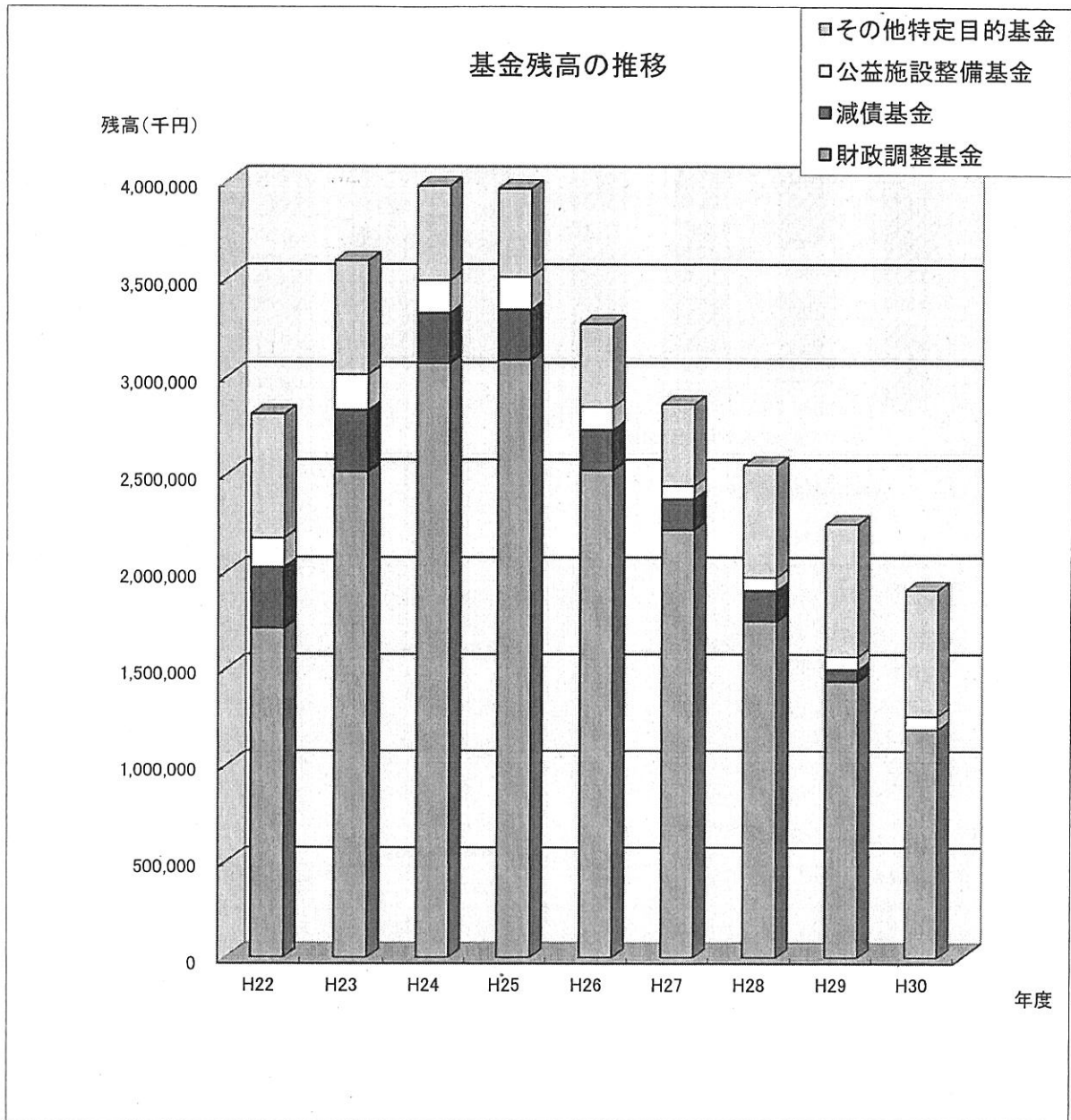
【元金償還額】

(単位:百万円)

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30
臨時財政対策債	363	408	466	534	631	712	842	938	1,032
その他	3,310	2,930	2,725	2,575	2,628	2,725	2,896	2,817	2,850
合計	3,673	3,338	3,191	3,109	3,259	3,437	3,738	3,755	3,882

※ いずれも、平成30年度は見込額

5 基金残高の推移



(単位:千円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
財政調整基金	1,708,410	2,514,152	3,071,109	3,088,146	2,521,867	2,216,496	1,745,529	1,437,123	1,188,070
減債基金	316,218	317,246	258,033	258,778	209,390	159,923	160,590	60,706	762
公益施設整備基金	149,504	181,669	165,640	166,091	116,485	66,802	67,112	67,157	67,209
その他特定目的基金	636,558	582,133	482,247	449,981	424,541	418,184	575,688	683,049	651,336
計	2,810,690	3,595,200	3,977,029	3,962,996	3,272,283	2,861,405	2,548,919	2,248,035	1,907,377

※ 平成30年度は見込額

## 中期財政見通し(平成31～35年度)

(データは、平成30年10月作成時点のものです)

(単位:百万円)

		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
歳 入	市税	10,024	10,009	10,041	10,175	10,016	10,050	10,087
	譲与税、交付金等	2,081	2,074	2,084	2,084	2,084	2,084	2,084
	地方交付税	7,097	6,793	6,774	6,724	6,610	6,568	6,482
	小計	19,202	18,876	18,899	18,983	18,710	18,702	18,653
	分担金、負担金	509	503	509	514	518	518	518
	使用料、手数料	840	808	865	863	856	853	849
	国庫支出金	5,142	4,886	5,060	4,916	4,787	5,057	5,106
	府支出金	3,311	2,749	2,786	2,928	3,091	3,510	2,968
	繰入金	953	1,109	545	545	545	544	544
	諸収入	219	177	243	347	177	1,037	178
	市債	4,777	3,234	4,587	2,238	1,943	3,173	2,412
	その他(財産収入、寄附金、繰越金)	956	905	1,052	590	589	589	642
	小計	16,707	14,371	15,647	12,941	12,506	15,281	13,217
	計 (A)	35,909	33,247	34,546	31,924	31,216	33,983	31,870
	歳 出	人件費	5,386	5,168	5,080	5,225	5,188	5,318
扶助費		7,924	7,940	8,086	8,211	8,354	8,390	8,423
公債費		4,258	4,345	4,246	4,127	4,006	3,779	3,790
義務的経費計		17,568	17,453	17,412	17,563	17,548	17,487	17,309
物件費		3,433	3,546	3,757	3,766	3,687	3,720	3,724
維持補修費		154	208	304	304	324	359	400
補助費等		4,520	4,698	4,438	4,411	4,369	4,363	4,290
繰出金		3,425	3,148	3,184	3,255	3,329	3,404	3,483
その他(投資出資、積立、貸付)		694	619	780	539	538	537	568
消費的経費他計		12,226	12,219	12,463	12,275	12,247	12,383	12,465
普通建設事業費		5,669	2,976	4,710	2,238	1,858	4,060	2,522
補助		2,396	2,129	3,354	1,426	1,342	2,440	2,019
単独		3,273	847	1,356	812	516	1,620	503
災害復旧事業費		21	136	0	0	0	0	0
投資的経費計		5,690	3,112	4,710	2,238	1,858	4,060	2,522
計 (B)	35,484	32,784	34,585	32,076	31,653	33,930	32,296	
歳入歳出差引(A-B)	425	463	△ 39	△ 152	△ 437	53	△ 426	
H31～H35年度までの収支不足額							約 11億円	

<参考>

平成30年度末基金残高見込み(主要3基金)

財政調整基金 1,155,428 千円

減債基金 706 千円

公益施設整備基金 67,157 千円

合 計 1,223,291 千円

※上記「中期財政見通し(平成31～35年度)」に主要3基金からの繰入金は見込んでいません。